

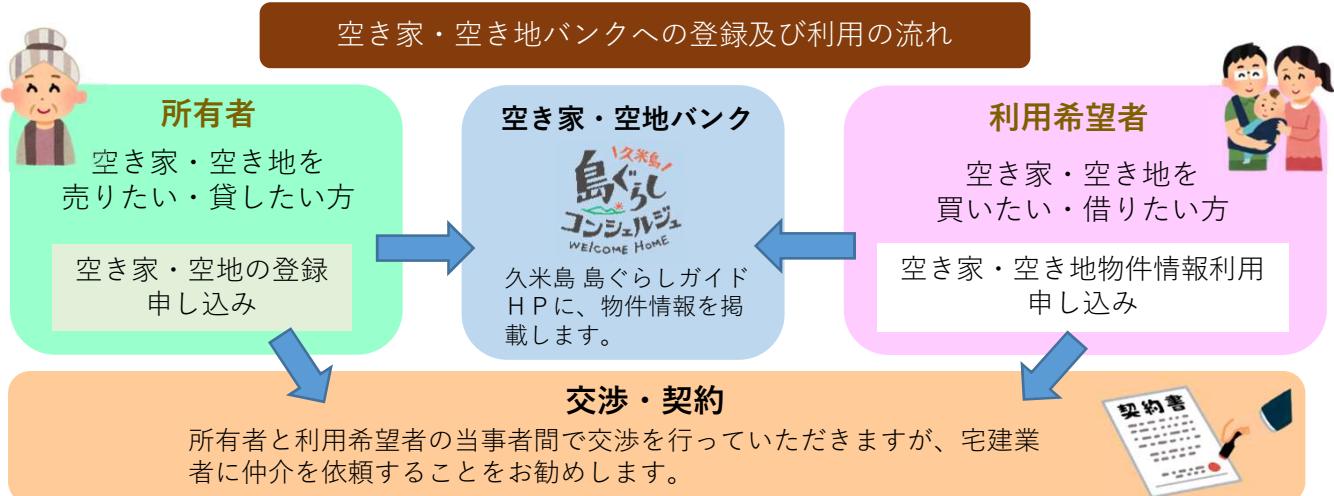
# 久米島町「空き家・空き地バンク制度」・「補助金制度」ご案内

町では、町内の空き家や空き地を有効活用して移住定住を促進し、活性化を図るために「空き家・空き地バンク制度」の運用を開始しています。



## 空き家・空き地バンクとは？

空き家や空き地を「売りたい、貸したい」という所有者と、「買いたい、借りたい」という方をつなげるしくみです。



\* 所有者 空き家等に係る所有権その他権利を有する方

\* 利用者 Uターンなど移住を予定されている方又は申請日の前日から3年前までに転入してきた方  
(新規) 18歳以下の子育て世帯及び妊婦の方

・「空き家活用促進補助金」について（令和4年9月より補助金制度が一部変わりました。）

空き家バンクに登録された空き家について、改修や家財道具等の撤去にかかる費用を補助します。

※詳しくはホームページの要綱をご覧ください。

### 対象物件

※全てに該当する物件であること

- ・空き家期間が1年以上であること
- ・築年数20年以上、ただし非木造住宅は25年以上であること
- ・台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの



### 補助対象者

- ・所有者、利用者のどちら様でも申請者となることができます。（1つの物件につき補助は1回のみです。）

### 補助額

- ・補助額はかかった費用の1/2で、上限は50万円までです。

\* 補助金の利用に関して、所有者が補助を受けた場合は、3年間空き家バンクに登録することや、利用者が補助を受けた場合は3年間は住み続けること等条件があります。

#### お問い合わせ

●久米島 島ぐらしコンシェルジュ

☎098-894-6488 ☐info@shimagurashi.net

●久米島町 企画財政課 ☎098-985-7122



まずはお気軽に  
ご連絡ください！